内閣府資料

災害救助法に基づく救助の事務の円滑な実施に係る関連事項

1. 熊本地震以降に見直した主な災害救助事務

○応急修理の所得要件の見直し(平成28年5月20日)

応急修理の所得要件については、災害救助事務取扱要領(マニュアル)で 要件や収入額が詳細に定められていたが、都道府県又は市町村において、所 得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとと もに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し判断するよ う改めた。

- ○災害弔慰金における生計維持者の見直し(平成28年6月1日)
 - ・災害により亡くなられた方の遺族に支給される災害弔慰金について、「生計を維持していた者」「その他」が亡くなった場合にそれぞれ 500 万円、250 万円が支給されるが、「生計を維持していた者」とは遺族の年収が 103 万円以下の場合が要件とされた。
 - ・この取扱いについて、各世帯における就労状況の変化や社会情勢の移り変わり等を踏まえ、世帯の生活実態等を考慮し、収入額の比較を行うなどにより市町村において状況を確認し、死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合か、その他の場合かを判断するよう改めた。(災害障害見舞金も同様の取扱い)

○内閣府告示の見直し(平成29年3月31日公布、4月1日適用)

内閣府告示で規定されている災害救助法第4条の規定による救助に要する費用の基本額等について、毎年、消費者物価指数等の変動を勘案し、基本額の改定を行っているところであるが、基本額の改定に加え、基本額を除く告示本文について、これまでの運用・解釈を踏まえ、よりわかりやすくするために新たに規定を設けるなど、現状の運用・解釈に沿った改正を行った。主な改正内容は以下のとおり。

- ・応急仮設住宅について借上型と建設型に細分化し明確化。
- ・建設型仮設住宅の建設費用を過去の災害で要した費用を踏まえ、実態に即 した金額に改定。
- ・応急仮設住宅の規模について、これまでの 29.7 ㎡を標準とした基準から、 実施主体が応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情や世帯構成に応じて設 定できるよう改正。

- ・避難所と応急仮設住宅について、告示に規定されている方法以外に、その 他適切な方法で実施することが出来る旨を明確化。
- ・災害救助法第18条で認められている災害救助事務費を告示に明記。

2. 災害救助に関する見直しの提案について

道府県側から、災害救助法の基本原則を踏まえたものとして、災害救助に 関する見直しの提案を受け、内閣府との間で検討を進めていくこととしてい る。